

特定行為看護師

精神及び神経症状に関わる薬剤投与関連

【自己紹介】

この度 2023 年度の特定行為研修を修了し、特定行為区分として「精神及び神経症状に関わる薬剤投与関連」の資格を取得しました。私は 2019 年に認知症看護認定看護師の資格を取得しており、現在は認知症ケアチームに所属して活動しています。チーム活動を通しての相談、ケアラウンド時の薬物療法・非薬物療法の提案などから、対象患者に「活動と休息」のバランスを考えた質の高いケアを目指していくことが目標です。

特定行為とは？

特定行為とは診療の補助の一つです。厚生労働省が定めた研修を修了した看護師が、医師の指示のもとに手順書を作成し、その手順書を用いて医師の判断を待たずにタイムリーに医療行為を実施することをいいます。行為の内容としては手順書に基づいて、一部の向精神薬（抗精神病薬・抗けいれん薬・抗不安薬）の臨時的投与ができる事となりました。

向精神薬とは？

中枢神経に作用して、精神および神経症状に影響を与える薬物の総称です。主に「抗精神病薬」「抗うつ薬」「抗不安薬」「睡眠薬」「抗けいれん薬」に分類されています。

せん妄とは？

大脳などから形成される「中枢神経系」に、疾患・環境変化（入院や治療）・高齢（認知症）など様々な要因で負荷が加わり、脳が一時的に機能破綻をきたした状態を言います。当院は急性期病院であり、高齢化も相まって「せん妄」を合併する患者の割合が多い傾向にあります。

【院内での活動】

- ・認知症ケアラウンド・精神科ラウンドが行われている火曜を活動日とし、ラウンドの中で薬物療法・非薬物療法（療養環境提供）に関連した提案を行います。
- ・対象患者を「せん妄ハイリスク患者」とし、ベンゾジアゼピン系の抗不安薬や睡眠薬の漸減・中止、抗精神薬の処方・調整を主とした提案を行います。
- ・ラウンド時に行った提案を、リーダー看護師を通して主治医と相談・チームカンファレンスで共有したうえで、実践していただくことを基本とします。（代行処方を行う場合は、指導医に相談したうえで実施していきます）

活動を通して、早期のせん妄離脱、過鎮静の防止、身体拘束等減少など「ケアの質向上」に寄与し、残存機能を維持したまま、地域包括ケアにつなげていきたいです。お困りの際は、お気軽にお問合せください。



認知症看護認定看護師 鈴木裕也
（2023 年度 特定行為研修修了）